

千葉県警察災害等情報収集システム管理運用要綱の制定について

平成 2 年 4 月 16 日

例規(装)第 12 号

警察本部長

[沿革] 平成 4 年 7 月例規(警)第 36 号 平成 14 年 4 月例規(警)第 40 号
平成 16 年 3 月例規(警)第 21 号

みだしの要綱を次のとおり制定し、平成 2 年 4 月 26 日から実施することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

記

千葉県警察災害等情報収集システム管理運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、千葉県警察災害等情報収集システム(以下「テレビシステム」という。)を適正に管理し、かつ、効率的に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 「テレビシステム」とは、可搬型自動追尾装置、基地局装置及びヘリコプター搭載装置により、テレビ画像情報を送信し、警察活動に活用するシステムをいう。

2 「可搬型自動追尾装置」とは、自動追尾中継車装置、テレビシステム用指揮車装置、可搬型映像受信装置及び連絡用無線装置をいう。

3 「基地局装置」とは、自動追尾空中線装置、映像受信装置、連絡用無線装置、映像音声分配装置、テレビ操作台、VTR 装置及び端末モニターテレビをいう。

4 「ヘリコプター搭載装置」とは、ヘリコプターに搭載されたカラーテレビカメラ、映像送信装置、連絡用無線装置、VTR 装置、制御電源装置、映像送信空中線装置及び防振装置をいう。

5 「テレビシステム機器」とは、テレビシステムに使用する一切の機械設備をいう。

第 3 管理責任者

テレビシステムの管理は、県本部装備課長(以下「装備課長」という。)が行うものとする。ただし、ヘリコプター搭載装置については、県本部地域課長(以下「地域課長」という。)とする。

第 4 運用基準

テレビシステムは、その特性を活用できる次のような事案(件)に積極的に運用するものとする。

- 1 地震、津波、風水害などの災害
- 2 突発重大事案
- 3 大規模な警備実施
- 4 警衛、警護

- 5 重要凶悪事件の捜査及び重要犯人の追跡
- 6 重要な交通対策
- 7 その他本部長が必要と認めた事案

第5 運用手続

1 テレビシステムの運用

所属長は、テレビシステム（ヘリコプター搭載装置を除く。）の運用を必要とする場合は、千葉県警察災害等情報収集システム運用申請書（様式第1号。以下「運用申請書」という。）により運用期日の5日前までに装備課長を経由して本部長に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請することができる。この場合においては、事後速やかに運用申請書を提出するものとする。

2 協議及び承認

本部長は、テレビシステム（ヘリコプター搭載装置を除く。）の運用申請があった場合は、装備課長に申請内容について県本部通信指令課長及び関東管区警察局千葉県情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）と協議させ、必要と認められるときは、承認するものとする。

第6 連絡員の派遣等

テレビシステムの操作等は、次により行うものとする。

- 1 ヘリコプター搭載装置は、航空隊員が操作する。
- 2 可搬型自動追尾装置の搬送及び操作は、原則として運用申請した所属の職員が行うものとする。
- 3 テレビ操作台は、原則としてテレビシステム運用所属の職員が操作する。

第7 運用者の遵守事項

テレビシステム運用者は、平素からテレビシステム機器の性能及び運用方法の習熟に努めるとともに、運用の前後に機器の点検を行うものとする。

第8 障害発生時及び損傷時の措置

1 障害発生時の措置

テレビシステムの運用者は、テレビシステムに障害が生じたときは、直ちに装備課長にその状況を報告するものとする。

報告を受けた装備課長は、直ちに機動通信課長にその内容を通報するものとする。

2 損傷時の措置

テレビシステムの運用者は、テレビシステム機器を損傷又は亡失したときは、直ちに千葉県警察災害等情報収集システム機器損傷（亡失）報告書（様式第2号）により、装備課長を経由して本部長に報告するものとする。

第9 情報提供等

知事に対するテレビシステムの情報提供等は、次により行うものとする。

- 1 情報提供は、風水害等の災害に関するもの及び本部長が必要と認めた場合に行うものとする。
- 2 情報提供に関する連絡事務は、提供する情報を主管する県本部の課長が行うものとする。

以下様式省略